



PRO VERITATE ET LIBERTATE
KEISO SHOBO

環境・家族・市民と法

坂口洋一

環境・家族・市民と法

坂口洋一

著者紹介

1942年 長野県に生まれる

現在 東京外国語大学助教授

専攻 民法、環境法

著書 『アメリカと日本の公害法』

論文 「環境影響評価制度と住民参加」『公害研究』10巻4号

「住民参加と環境の保護」『法の科学』9号

「環境影響評価制度の動向と課題」『都市問題』73巻3号

「アメリカ合衆国議会の論議」『公害研究』12巻3号、ほか

環境・家族・市民と法

1983年6月10日 第1版第1刷発行

定価 2200円

◎著者 さかぐち よういち
坂口 洋一

発行者 井村 寿二

発行所 株式会社 勁草書房

東京都文京区後楽2-23-15 電話 03-814-6861

振替/東京 5-175253

*落丁本・乱丁本はお取替いたします 港北出版印刷/谷島製本

*無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

3032-450700-1836

はしがき

最近、法律学（法学）を学びたいと希望する人々がふえてきているようである。その理由は、公害・環境問題をはじめ夫婦・親子の家族問題、金銭貸借、交通事故、司法・行政・立法への市民参加など、われわれの身のまわりには様々な紛争があり、あらためて市民のもっている権利を学習し、権利行使の方法を考えなおそうとする機運が高まっているからだと思われる。

本書は、学生のための「法学」および「公害・環境問題と法」の教科書・教材として書かれたものであるが、新しい時代の要請に応えるように配慮されているので、ひろく市民読者の法律学入門書となりうるものと考えてる。

法律学は、かつてのように司法官、行政官、弁護士といった専門家の養成や人民統治だけの学問ではなく、われわれの日常生活上の諸問題を解決するための権利の行使方法を研究する学問である。そのために、本書は、第一に、環境、家族、市民生活、日本近代法の成立という四問題に焦点をしばらくながら、身近な問題を平明に説明する一方、それぞれのテーマを一層深く掘り下げるように努めた。第二に、法が現実の社会でどのように機能しているかをできるだけ具体的な問題に即して理解するとともに、市民のための権利行使の方法を追究したのである。

本書の配列は、まず、「環境と法」をおくことにより、公害防止と被害者救済のための市民の権利行使がどのようになされているかを検討し、環境保護のために法律学を通じてなにをなしうるかを研

究することからはじまる。次に、「家族と法」、「比較離婚法」、「市民生活と法」では、身近な日常生活をとりあげることに、法を少しでも市民に親しみやすいものとして説明するとともに、法を比較史の中で理解しようとしたのである。最後に、「日本近代法の成立」を終章とすることにより、民法の形成過程に光をあてながら、西欧法継受を通じて日本法の特徴を描き出すことにしたのである。

法律学を学ぼうとするとき、大切なことは、どのような姿勢で法を学ぶかということである。法学の目的は、どのような権利が保障されているかを学ぶことにより、われわれの日常生活上の問題や紛争の解決方法を研究することにある。法律学を学ぼうとする人々が、本書によって、学習の意味を理解されて、法律学の各分野研究への一層の関心を持たれるならば幸いである。

本書の刊行については、勁草書房編集部、杉山茂氏にお世話になった。記して謝意を表したい。

一九八三年二月一日

坂口 洋一

峯村光郎著 法学概論 改訂版 二三〇〇円

佐藤隆夫編 現代法学大要 一八〇〇円

尾高朝雄著 法学入門 一五〇〇円

尾高朝雄著 法 八五〇円

中川善之助著 民法大要 総則・物権法
担保物権法 一九〇〇円

森泉章著 民法大要 債権法総論 一八〇〇円

中川善之助著 民法大要 親族法
相続法 一六〇〇円

中川善之助著 民法大要 親族法
相続法 一六〇〇円

我妻 栄著 新版 民法 一三〇〇円

*定価は一九八三年六月現在のものです

目次

はしがき

第一章 環境と法

第一節 序 説

一 裁判上の救済手段

二 行政手続

三 環境法の方角

第二節 アメリカ合衆国の環境と法

一 裁判上の救済手段

1 市民が公害被害を被る場合

(1) ニューサンスの法理 5

(2) ニューサンスの一事例 13

2 市民が公害による被害を被る恐れのない場合

(1) 個人による公益訴訟 17

(2) 公益のためのクラス・アクション 18

二 行政手続

20

三 北米諸国における市民参加の進展 23

1 アメリカ合衆国 23

2 カナダ 26

3 行政の裁量範囲 28

四 国家環境政策法 30

1 法律のわく組み 30

2 スコーピング 33

五 イニシアティヴとレファレンダム 35

1 イニシアティヴの例 35

(1) 一九七〇年の海岸開発と州議会 37

(2) 一九七一年の州議会 38

(3) 一九七二年の州議会 39

(4) 署名収集 39

(5) 選挙運動 40

2 レファレンダムの例 42

(1) レファレンダムの制度 42

(2) サンタバーバラの例 44

第三節 日本の環境と法 48

一 戦前の公害問題と法 48

1 足尾鉍毒事件 48

(1) 鉍毒事件の発端 48

(2) 古河と被害民の示談契約 50

(3) 鉍業停止請願運動と政府の対応 52

2	別子銅山煙害事件	56
(1)	新居浜時代の反対運動と政府の対策	56
民運動 58	(3) 補償金の支払い形態	60
策 61	(5) 小括	63
2	裁判上の救済手段——戦後の公害訴訟——	64
1	水俣病裁判	64
(1)	新潟水俣病判決	64
	(2) 熊本水俣病判決	67
2	イタイイタイ病判決	70
3	四日市公害判決	72
4	大阪国際空港事件判決	75
(1)	航空行政と差止請求	75
	(2) 過去の損害賠償	77
	(3) 将来の	
損害賠償 79	(4) 小括	79
5	道路公害と訴訟	80
(1)	道路公害	80
	(2) 道路公害訴訟	81
3	日本の環境影響評価制度	84
1	アメリカの国家環境政策法と日本の環境影響評価制度の比較	84
(1)	環境政策と目標	85
	(2) 法律の適用対象	85
	(3) 代替案	86
(4)	EAプロセス・スコーピング・ティアリング	86
2	民事判例による環境影響評価の義務づけ	83

(1) 事前の環境調査義務	89
(2) 代替案の検討義務	90
(3) 公害防止義務	90
(4) 民主的手続(説明・意見聴取・同意)	91
3 「環境影響評価法案」の検討	92
(1) 予測と評価の主体	92
(2) 対象事業	93
(3) 予測・評価項目	93
(4) 代替案	94
(5) 資料の公開	94
(6) 住民の情報提供参加	94
(7) 事後監視	95
4 環境影響評価制度の背景	95
(1) 地方自治体における制度化	95
(2) 国・産業界の対応策	95
5 小括	97
第四節 環境保護の方向	97

第二章 家族と法

第一節 婚姻

一 婚姻の存在	101
1 樽入れの慣行	102
2 結納の授受	102
3 恋愛関係中の性関係の発生・継続・公然性	103
二 婚姻と認められなかった判例	103
1 終生の結合を誓うものでない約束	103

2	単なる合意の情交関係	104
3	手紙の交換	105
三	婚約の拘束力	106
四	結納の取り扱い	107
1	婚姻届がなされている場合	109
2	婚約が当事者の合意で解消された場合	109
(1)	原則	109
(2)	例外	110
3	贈与者側の責任で婚約が解消された場合	110
第二節	情交・結婚詐欺・強姦罪	111
一	情交	111
二	結婚詐欺・強姦罪	112
1	結婚詐欺	112
2	強姦罪	113
第三節	内縁	115
一	内縁に与えられる効果	115
1	内縁	115
2	内縁の不当破案にたいする損害賠償請求	116
(1)	婚姻予約有効判決	116
(2)	内縁準婚姻判決	117

3	民法以外の法律	118
二	内縁に与えられない効果	119
第四節 婚姻の成立		
一	形式的要件	120
二	実質的要件	120
1	婚姻意思	120
2	婚姻適齢	121
3	重婚の禁止	122
4	女の再婚禁止期間	123
5	近親婚の禁止	123
6	父母の同意	124
7	婚姻の取消	124
第五節 婚姻の効果		
一	夫婦間の一般的権利義務関係	125
1	氏の統一（夫婦同氏の原則）	125
2	同居・協力・扶助の義務	127
3	貞操の義務	128
4	成年擬制	129

5	夫婦間の取消権	130
6	配偶者相続権の発生	130
二	夫婦の財産関係	130
1	夫婦財産制	130
2	夫婦財産契約	131
3	法定財産制	132
(1)	別産・別管理の原則	132
(2)	婚姻費用の分担	132
(3)	日常家事債務の連帯責任	133
第六節	離婚	135
一	序説	135
二	協議離婚	135
三	調停離婚	136
四	審判離婚	137
五	裁判離婚	137
1	配偶者に不貞行為のあったとき	138
2	悪意の遺棄	139
3	三年以上の生死不明	140
4	回復の見込みのない強度の精神病	141

5	その他婚姻を継続し難い重大な事由	141
(1)	「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当するとされた事例	142
(2)	「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当しないとされた事例	146
6	裁判官の裁量権規定の問題	148
六	有責配偶者の離婚請求	149
七	離婚の効果	152
1	夫婦間の権利義務および姻族関係の消滅	152
2	財産分与請求権	152
八	江戸時代の離婚	153
1	三行半	153
2	縁切寺	157
3	縁切寺の川柳	157
4	妻の離婚請求権の出現	159
第七節	親子	161
一	実子	161
1	嫡出子（推定される嫡出子）	161
2	推定されない嫡出子	162
3	嫡出否認の訴え・親子関係不存在確認の訴え	163

目次

4	非嫡出子	165
(1)	嫡出子否認の訴え	163
(2)	親子関係不存在確認の訴え	163
(1)	任意認知	166
(2)	強制認知	166
(3)	認知の効力	167
5	準正	167
第八節	養子	168
一	養子制度の意義	168
二	養子縁組の要件	169
三	養子の地位	170
第九節	親権	170
一	親権の内容	170
二	親権の制約	171
第一〇節	相続	171
一	相続の意義	171
二	相続人と相続分	173
1	序説	173
2	遺言の方式	173
(1)	自筆証書遺言	174
(2)	公正証書遺言	174
(3)	秘密証書遺言	174
(4)	死亡危急者の遺言	174
(5)	隔絶地遺言	175

第三章 比較離婚法

第一節 序 説

第二節 アメリカ合衆国の離婚法

一 有責離婚法の諸問題（改正以前）

1 誰のための離婚法か

2 なれあい訴訟

(1) 偽証離婚 187 (2) ホテル・エヴィデンス 190

3 移住離婚

4 有責離婚法の弊害

二 アメリカ新離婚法の成立

1 破綻主義の採用

2 「回復不可能な破綻」を唯一の離婚原因とする法域

(1) カリフォルニア州法 196 (2) 統一婚姻・離婚法 200

3 有責離婚原因と破綻主義離婚原因を並列する法域

4 別居制度

3 遺留分

4 法定相続

5 相続欠格・相続人廃除

第三節	カナダの離婚法	204
一	カナダ新離婚法の意義と立法史	204
二	カナダ新離婚法の内容	208
第四節	オーストラリアの離婚法	210
一	立法史	210
1	一八五七—一九五九年	210
2	一九五九年婚姻事件法	213
二	オーストラリア新離婚法の内容	215
第五節	アメリカ法・カナダ法・オーストラリア法 および日本法	217
第四章	市民と法	
第一節	住民と行政	221
一	地方議会と住民	221
1	条例の制定・改廃の請求	221
2	請願・陳情と議会傍聴	221
3	事務の監査請求	222
4	議会の解散請求	222